

令和8年度 宍粟市会計年度任用職員登録要項

1. 任用された場合の身分

地方公務員法第22条の2に規定される一般職の地方公務員になります。(実際に任用された時点で身分を有します。)

2. 名簿への登録

登録有効期間: 令和8年度を初年度とし、3年度有効とします。(令和10年度まで)

※就職等により、登録を取り下げる場合は下記連絡先までご連絡ください。

3. 任用条件等

任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間になります。

※人事評価の結果等に基づき、翌年度に再度任用される場合があります。

区分	勤務形態等
フルタイム勤務 (常勤) ※一部の指定 職種のみ	・勤務時間 週38時間45分 ・給料 別紙「募集職種一覧表」参照 ・手当等 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、賞与 ・その他 社会保険、雇用保険、退職手当組合、互助会に加入
週20時間～ 35時間勤務 (月額パートタイム) ※日額・時間給の一 部を含む	・勤務時間 週20時間以上35時間の勤務 ・給料 別紙「募集職種一覧表」参照(地域手当に相当する額を含む) ・手当等 通勤手当、時間外勤務手当、賞与(一部の職を除く) ・その他 社会保険、雇用保険に加入(法令等の基準を満たす場合に限る。)
週20時間 未満勤務 (パートタイム(日 額・時間給))	・勤務時間 週20時間未満の勤務、予め勤務日の定めがない非常勤勤務 ・給料 別紙「募集職種一覧表」参照(地域手当に相当する額を含む) ・手当等 通勤手当、時間外勤務手当

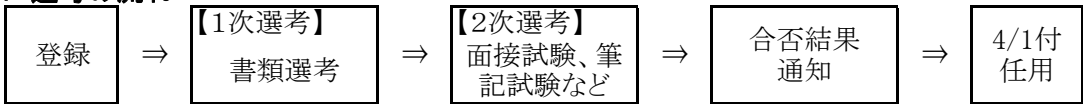
※フルタイム勤務の場合は6か月以上の勤務をすると、退職手当金の支給があります。

4. 選考方法

業務の必要性に応じて、名簿への登録者の中から選考し、任用します。

※登録いただいた全ての方に連絡を行うわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

5. 選考の流れ



① 1次選考は、登録のあった職種・勤務形態ごとに申込書による書類選考を行います。書類選考では、従事する業務や必要人数等を踏まえ、経歴や資格などの状況、その他申込書の内容について審査します。

② 2次選考は、1次選考を通過した方を対象に各所管課において面接等の試験を実施します。
なお、2次選考の内容は登録職種によって異なります。

※ 1次選考(書類選考)結果についての通知は行いません。

なお、名簿への登録は令和10年度末まで有効ですので、今回、任用に至らなかった場合でも、退職欠員等で年度途中に追加任用が必要となったときは、改めて勤務の意思を確認させていただき、随時、面接試験等を実施します。

※ 宍粟市会計年度任用職員として在籍している方で来年度も引き続き勤務を希望する場合は、人事評価、勤務状況、賞罰履歴等を踏まえ選考を行います。この場合、選考試験の流れや試験の内容は上記と異なることがあります。

6. 登録方法・期限

専用フォームから申し込む、または所定の登録用紙に必要事項を記入し、下記窓口へ提出してください。

(※郵送可・期限までに必着)

障がい者枠での選考を希望される方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号及び手帳の種類も記入してください。

提出期限: 令和7年12月18日(木) 午後5時15分

専用フォーム
はコチラ



7. 提出・問合せ先

総務部総務課 671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 (0790)-63-3000

※各市民局まちづくり推進課、公立宍粟総合病院総務課でも申し込みを受付しています。